

議会改革検討特別委員会

中間報告書

平成27年9月春日部市議会定例会

1. 特別委員会の開催状況

開 催 日	会 議 名	審 議 事 項
H27. 6. 15	第12回特別委員会	<ul style="list-style-type: none">・委員長交際費の支給について・議案質疑と一般質問のあり方（代表質問制度等）について・市議会ホームページへの掲載事項について・閉会中の特定事件について
H27. 7. 22	第13回特別委員会	<ul style="list-style-type: none">・議案質疑と一般質問のあり方（代表質問制度等）について・市議会ホームページへの掲載事項について・会議規則の一部改正について・政務活動費における備品購入について・議員研修会の開催について
H27. 8. 20	第14回特別委員会	<ul style="list-style-type: none">・議案質疑と一般質問のあり方（代表質問制度等）について・政務活動費における備品購入について・中間報告書（案）について

2. 審議経過

（1）第12回特別委員会

平成27年6月15日に第12回特別委員会を開催しました。

〔委員長交際費の支給について〕

議長交際費の慶弔の支出基準に沿ったA案とご案内のあった団体等への会費を議長と同程度の支出としたB案のどちらを選択するかについて、少数意見となっていた会派から支出の範囲を広げないことを前提としてB案に同意との報告がありました。これにより、議長と同程度の支出範囲として要綱改正を行うとの方向性が決められました。また、交際費が支出されるまでの手続きについても説明が行われました。

〔主な意見〕

- ・限定した使い方にすべきという立場において、範囲を広げないととの意見を付けて同意する。
- ・議員はお祝い金を出すことは禁止されている。お祝い金と混同しない形での会費であればいいが、誤解を生まないようにする必要がある。

〔議案質疑と一般質問のあり方（代表質問制度等）について〕

第7回の会議において、各委員から代表質問制度に関する意見が出され、導入について議論していくことが確認されていましたが、この会議では、今後の協議を進めるにあたり、現時点における各委員の考えを確認しました。

《主な意見》

- ・質疑や一般質問は今までどおりで、市長の施政方針について代表質問を採り入れるような形であればよい。
- ・代表質問は、施政方針だけということではなく導入していくべきである。
- ・一般質問については、質問時間をどうするかなど大分議論してきた経過がある。質疑については、一問一答方式へという方向性が出ていたと思う。いずれにしても、少し落ち着いてから議論したほうがよい。
- ・一問一答方式には、少なくとも慣れてきていると思う。
- ・同じ質疑等を本会議でも行い、委員会でも行うというのはどうなのか。会派等々を代表する委員会の立場で質疑したほうがいいのではないか。
- ・一人会派の議員は、自分の所属する委員会での質疑ができなくなるので、少し整理する必要があるのではないか。

[市議会ホームページへの掲載事項について]

現在の市議会ホームページでは、議員提出議案の「決議」及び市民等から提出された「陳情」が掲載されていないことから、ホームページへの掲載について協議が行われました。

その結果、「陳情」については、地域の要望などの限定的な内容を多く含む点から掲載しないことで結論付けられ、「決議」については、各会派での検討結果を次回の会議で報告することになりました。

《主な意見》

- ・陳情の掲載は、慎重にしたほうがよい。
- ・陳情は掲載しないことでよいと思う。意見書や決議の議決結果や内容は、どういう内容が決められたのか載せることは非常によいことだと思う。

[閉会中の特定事件について]

議会の閉会中に特別委員会の会議が開催できるよう、事務的な手続きが行われました。

(2) 第13回特別委員会

平成27年7月22日に第13回特別委員会を開催しました。

[議案質疑と一般質問のあり方（代表質問制度等）について]

この会議では、近隣他市の状況について事務局から報告が行われました。なお、この報告内容も参考にして、次回の会議で各会派の意見を報告することになりました。

《主な意見》

- ・春日部市議会が委員会を重視して構成するのか、本会議を中心として構成するのかを最初に決めてからでないと方向性は見いだせないのではないか。
- ・個人の意見としては、川口方式は見るべきところがある。質疑と一般質問を一緒に行う形式は時代に合っているのではないか。
- ・特別委員会を設置して、委員会で慎重審議を行い、本会議での質疑はコンパクトにしていく方向性もあるのではないか。

- ・委員会での質疑の内容は、本会議では質疑しないなど、委員会の位置付けといったものを整理しなければならないのではないか。

〔市議会ホームページへの掲載事項について〕

議員提出議案の「決議」の内容を市議会ホームページに掲載することについて、各会派の検討結果を確認した結果、今年の案件から掲載することに決まりました。

〔会議規則の一部改正について〕

市議会の本会議及び各委員会等の会議について、近年の男女共同参画の状況を鑑みて、女性議員が出産を理由に欠席することを認める旨の規定を市議会会議規則に新たに加えることの協議が行われました。この規定を加えることに反対の意見はなく、9月定例会に議員提出議案として会議規則の一部を改正する方向性が確認されました。

〔政務活動費における備品購入について〕

パソコンや新たな機器としてタブレット端末を利用する議員も増えてきており、政務活動費におけるタブレット端末等の取り扱いを協議するために議題として上げられました。

なお、4区議長会の構成市の取り扱い状況について、事務局から説明があったのち、パソコンやタブレット端末の購入及びリースの考え方や、タブレット端末の使用用途を各会派で検討し、次回の会議で報告することになりました。

《主な意見》

- ・比較対象として調べるのであれば人口20万人以上の特例市などではないと議論の対象にならないのではないか。
- ・パソコンやタブレット端末は、持ち帰ることができるので個人利用も考えられる。経費の按分なども研究した上で判断したい。
- ・パソコンは、なくてはならないものになっている。議員に必要な備品として、ルールを決めて導入していきたい。

〔議員研修会の開催について〕

議会改革検討特別委員長から、今年度の議員研修会の開催についての提案がありました。今年は、4月から政務活動費の交付額が増えていることに伴い、11月17日の火曜日に、研修テーマを「(仮) 政務活動費の活用について」とし、明治大学政治経済学部教授の牛山久仁彦氏にご講演をいただくことで調整中であることが報告され、今年も議員研修会を開催する方向性が確認されました。なお、議長に別途報告することも確認されました。

(3) 第14回特別委員会

平成27年8月20日に第14回特別委員会を開催しました。

〔議案質疑と一般質問のあり方（代表質問制度等）について〕

これまでのご意見や参考資料をもとに、各会派で検討した結果が報告されました。内容は代表質問制度の導入が中心に行われ、報告の後に意見交換が行われました。

なお、各会派の報告内容を持ち帰り、改めて会派内で検討することになりました。

《主な意見》

- ・議案質疑と一般質問のあり方は、他市でも工夫されており集約しているケースもある。例えば、会派ごとの時間割り振りや、1人の議員は年2回の質問にするなどの意見もあった。いずれにしても、手を加えていくべきである。
- ・議会が市民の皆さんに分かりやすく効率的、かつ効果的に実施できる方向がいいと考えている。現状では質疑と質問が混同してしまうことや、本会議の質疑と委員会の質疑が重複してしまうときがあり、これらを見直しながら今後に備えていきたい。
- ・代表質問は、3月定例会のときに会派の議員一人当たり5分として行うことや、質問と答弁を含めて会派1人が2時間という意見もあった。まずは、3月の予算審議のときだけ、代表質問を行い、質疑も一般質問も一緒に行うのはどうかとの意見があった。
- ・議案質疑についても一問一答方式を導入し、分かりやすくする必要がある。一般質問や緊急質問は、議員にとって欠かすことのできない権限である。制限することは認められない。一般質問は今までどおりの仕組みで行っていきたい。3月議会の予算審議は、施政方針に質疑ができるようにしたほうがいいのではないか。
- ・一問一答方式での質疑は、徐々に質問に入っていってしまうので取り扱いが難しい。質疑だけでなく、議案質疑と一般質問を一緒に行う形に変えるほうがいいのではないか。
- ・代表質問は、まだ具体的に考えられないが、地方議会はあまりしばりがないほうがいいと考えている。現時点では、質疑と質問を明確に分ければそれでいいのではないか。
- ・少数会派の立場では、今までどおりの質疑と一般質問の形でいいと考えている。代表質問は、施政方針に対して新たにできるということを付け加える方法も考えられる。
- ・代表質問を特定の定例会に限定して始めてみるとことは大いに結構かと思う。ただし、代表という言葉が付くので、時間的な割り振りを導入しないとならない。無所属の議員は、別のルールをつくるなどの工夫も考えられるのではないか。
- ・施政方針への代表質問は、必要ないと考える。会派が順々に質問をしていくと、最後のほうの質問では内容が重複してしまう。
- ・3月定例会の予算審議に代表質問を導入するとした場合、施政方針に則った予算編成がされているので、別枠で時間を設定する必要はないと考える。
- ・代表質問の内容を議会だよりに掲載する場合、会派の人数が少ない会派でも、人数の多い会派でも差がなく掲載されることが考えられるので、この掲載方法についても併せて検討する必要があるとの意見が会派の中であった。
- ・議員の発言権が最も大事であり、予算編成についての質疑は、市民の要望を採り上げるのだから、これを制限するようなことがあってはならない。
- ・1時間掛けて、今までと同じようなことを質疑するよりは、今まで以上に掘り下げて質疑することのほうが、議論が先に進むと考える。議論をより進化させることのほうが今は必要だろうと思うので、皆さんのコンセンサスが取れればいいと考えている。
- ・予算・決算特別委員会の設置については、判断に必要な資料がもう少し必要である。

[政務活動費における備品購入について]

パソコンやタブレット端末の購入及びリースの考え方、タブレット端末の使用用途について、各会派から報告がありました。この報告により、政務活動費を使ってパソコンを購入し

ていくこと。購入台数は会派の人数を上限とすること。現時点では、タブレット端末は購入しないことが決められました。

また、次回の会議では、購入する際の政務活動費の負担割合等を協議することになりました。

《主な意見》

- ・パソコン及びタブレット端末は、議員の活動に使えるよう導入すべきである。
- ・リース契約で一人1台を検討する必要がある。購入の場合には、いろいろな制限を設けなければならないのではないか。保管場所も会派控室に置くという意見が出ている。
- ・パソコンについては、購入するほうがいいと考えている。ただし、私的利用の問題も出てくるので、会派控室で利用する形が望ましい。
- ・パソコンは、リース契約よりも購入する形が安価に済むのではないか。タブレット端末は、携帯電話等と一緒に自己所有をしている状況なので、各自、自己所有でもいいのではないか。
- ・私的利用について、どこで線を引くのかというガイドラインまでつくらないと難しい。タブレット端末の購入は必要がないのではないか。文書を作成したり、調べものをするのであればパソコンになるであろう。また、夜中に調べものをしなければならない場合も出てくることを考えると按分ではなく、全額政務活動費の購入で会派控室に保管がいいのではないか。
- ・政務活動費でパソコンなどを導入することに賛成だが、私的利用も含め、按分や利用上の制限も細かく決めていくべきではないか。併せて通信料も細かく検討していかなければならない。
- ・飯能市議会は、すべてタブレットにしている。政務活動費の支出の按分はすでに判例があるので、市民への説明はできる。通信料は、問題点も多いのでWi-Fi専用機として導入する方法がいいのではないか。

議会改革検討特別委員会 委員名簿

委員長 山崎 進
副委員長 吉田 剛
委員 卯月 武彦
委員 松本 浩一（平成27年5月28日から）
委員 岩谷 一弘
委員 滝澤 英明（平成27年5月28日から）
委員 矢島 章好
委員 鈴木 一利
委員 荒木 洋美
委員 小久保 博史
委員 蝶間 靖造